# マージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)』を公開する事が義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)

下記に当社における情報提供項目を公開致します。

## 事業所別マージン率

### 大阪本社

〒530-0002 大阪市北区曽根崎新地1丁目4番12号 桜橋プラザビル7階

派遣労働者の数	50 人
派遣先の数	18 社
マージン率	47.6%
労働者派遣料金	35,371 円
派遣期間中の派遣労働者の賃金	18,543 円
教育訓練に関する事項	派遣の概要、情報セキュリティ・マナー
	新人研修、段階別技術研修

### 東京支店

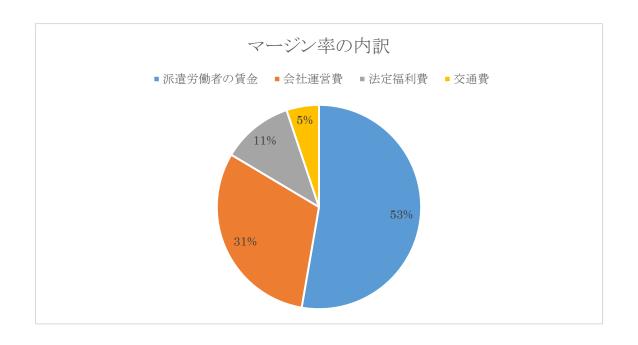
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1丁目13番12号 西新宿昭和ビル10階

派遣労働者の数	33 人
派遣先の数	18社
マージン率	50.9 %
労働者派遣料金	38,250 円
派遣期間中の派遣労働者の賃金	18,800 円
教育訓練に関する事項	派遣の概要、情報セキュリティ・マナー
	新人研修、段階別技術研修

#### 名古屋支店

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3 丁目 11 番 22 号 IT名駅ビル 3 階

派遣労働者の数	7人
派遣先の数	6社
マージン率	47.5 %
労働者派遣料金	35,344 円
派遣期間中の派遣労働者の賃金	18,548 円
教育訓練に関する事項	派遣の概要、情報セキュリティ・マナー
	新人研修、段階別技術研修



マージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージンには、会社運営費、法定福利費、交通費が含まれております。

- 会社運営費:
  - 事務所費/教育訓練費/新人育成費/有給休暇取得/労務管理費などの諸経費です。
- 法定福利費:
  - 会社が負担する、労災保険/雇用保険/厚生年金保険/健康保険などの社会保険料です。
- 交通費:
  - 派遣労働者に支払う通勤交通費です。
- ■派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
- □ 労使協定を締結していない
- ☑ 労使協定を締結している
- ・協定労働者の範囲(ソフトウェア作成者)
- ・協定書の有効期間終期 令和6年3月31日